

平成19年7月6日  
農 林 水 産 省

平成19年5月25日に混入を確認したタイ産うるち精米の異物について

平成19年5月25日にタイ産うるち精米に混入を確認した「カビ状の異物」(5月29日公表)について、分析・同定を行った結果、アフラトキシンは検出しなかったが、「フザリウム・オキシスポラム」「ペニシリウム・クルストザム」というデオキシニバレノール及びゼラレノンを生産する可能性のあるカビを同定したため、再検査を実施した。

これまで、政府は同一本船により輸入し保有している3,414トンのタイ産うるち精米について、その移動を凍結してきたが、この度、当該凍結米穀について、改めてデオキシニバレノール及びゼラレノンの検出検査を行ったところ、検出されなかった。

このため、当該米穀については、本日付けをもって移動の凍結を解除した。

なお、移動の凍結の解除を行った米穀の使用に当たっては、今後ともカビの混入の有無について確認し、異常のないもののみを使用することとしている。

また、5月25日に異物の混入を確認した原材料米穀1袋(30kg)については、事故品として扱い、非食用向けに使用することとしている。

お問い合わせ先	
総合食料局 食糧部 計画課 加工用米穀班	
代表	03-3502-8111
内線	4205
直通	03-6744-2074
担当	飯島、大隅